

検討部会の開催について

平成 22 年 12 月 9 日
政府における情報保全に
関する検討委員会決定

- 1 政府における情報保全に関する検討委員会の開催について（平成 22 年 12 月 7 日内閣総理大臣決裁）第 3 項の規定に基づき、政府における情報保全に関する検討委員会における検討を補佐するため、検討部会を開催する。
- 2 検討部会の名称は次のとおりとする。
 - 法制検討部会
 - 情報保全システム検討部会
- 3 法制検討部会の構成は、次のとおりとする。
 - 内閣官房内閣審議官（内閣情報調査室）（座長）
 - 内閣官房内閣参事官（内政担当）
 - 内閣官房内閣参事官（外政担当）
 - 内閣官房内閣参事官（安全保障・危機管理担当）
 - 警察庁警備局警備企画課長
 - 法務省刑事局公安課長
 - 公安調査庁総務部総務課審理室長
 - 外務省大臣官房総務課情報防護対策室長
 - 海上保安庁総務部政務課長
 - 防衛省防衛政策局調査課長
- 4 情報保全システム検討部会の構成は、次のとおりとする。
 - 内閣官房内閣審議官（内閣情報調査室）（座長）
 - 内閣官房内閣参事官（内政担当）
 - 内閣官房内閣参事官（外政担当）
 - 内閣官房内閣参事官（安全保障・危機管理担当）
 - 警察庁警備局警備企画課長
 - 公安調査庁総務部総務課長
 - 外務省大臣官房情報通信課長
 - 外務省大臣官房総務課情報防護対策室長
 - 海上保安庁総務部情報通信課長
 - 防衛省防衛政策局調査課長

- 5 座長は、必要があると認めるときは、関係行政機関の職員その他関係者に対し、検討 部会への出席を求めることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、検討部会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。